

公募要領における審査の観点（書面審査）の補足について

ア) 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること

- ・補助事業実施のための社内外の体制（人材、事務処理能力、専門的知見等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。

イ) 事業者が主体的に活動すること

- ・自らは経費の支出だけを行い、企画から事業実施の全てを他社に委託するような事業となっていないか。

ウ) 自社の経営状況に関する分析の妥当性、経営方針・目標と今後のプランの適切性、補助事業計画の実現性、積算の適切性を有する事業計画になっていること

- ・自社の経営課題等が適切に分析できているか。
- ・分析した課題等を解決するための経営方針・目標が事業計画に適切に示されているか。
- ・設備等の導入について、無理のないスケジュールが組めているか。
- ・支出経費の明細等において、補助事業で購入する設備等を単価や数量等を明確にしたうえで記載ができていないか。

エ) 業務効率化や省コスト化等により効果的に生産性向上に取り組んでいること

- ・業務効率化や省コスト化等により生産性向上に資する設備投資であり、補助事業としてより費用対効果の高い取組であるか。
- ・補助対象となる設備等を複数導入する場合において、事業計画全体の整合性（一貫性）が取れた記載となっているか。

オ) 期待される定量的効果が適切かつ企業体質の改善に資するものであること

- ・申請書（様式3）で示されている「本事業により達成される業務改善や省コスト化等の生産性向上の効果について、必ず定量的な表現（数値等）を用いて具体的な効果（内容）を記載してください。」について、本事業での取り組みが効果的なものであるか、また、定量的効果の内容が明確であり妥当性があるか。
- ・本事業で取り組む、業務効率化や省コスト化等を通じて、自社の生産性向上や持続的な発展にも繋がる取組であるか。